

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

ページ

○平成二十四年宮城県告示第三百十二号(騒音に係る環境基準の地域の類型を当てる地域の指定)の一部改正	一
○女性相談員設置規程の一部を改正する告示	一
○公有水面埋立てのしゅん功認可	一
○道路の区域変更(二件)	二
○道路の供用開始(二件)	二
○開発行為に関する工事の完了	三
教育委員会	三
○自然の家条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則	三
○宮城県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則	三
○自然の家管理規則の一部を改正する規則	三
○昭和三十九年宮城県教育委員会告示第十五号(教科用図書採択地区の設定)の一部改正	三
人事委員会	四
○人事委員会規則十二(公益的法人等への職員の派遣等に関する規則)の一部を改正する規則	四
収用委員会	四
○宮城県収用委員会運営規則の一部を改正する規則	四
○国道三百九十八号大瓜事件裁決手続開始決定	四
○国道四十五号松崎北沢事件審理の開始について公示による通知	五

○国道四十五号松崎北沢事件審理の開始

正 誤

○宮城県公報第二七八〇号(平成二十八年八月五日付け) 中

○宮城県公報第二七八一号(平成二十八年八月九日付け) 中

○宮城県公報第二七八二号(平成二十八年八月十二日付け) 中

告 示

○宮城県告示第七百七十九号

平成二十四年宮城県告示第三百十二号(騒音に係る環境基準の地域の類型を当てる地域の指定)の一部を次のように改正し、平成二十八年十月十日から施行する。

平成二十八年九月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

表中「富谷町」を削る。

○宮城県告示第七百八十号

女性相談員設置規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十八年九月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

女性相談員設置規程の一部を改正する告示

女性相談員設置規程(昭和三十三年宮城県告示第三百九十五号)第二条第二号の表宮城県仙台保健福祉事務所の項中「岩沼市」の下に「富谷市」を加え、「富谷町」を削る。

附 則

この告示は、平成二十八年十月十日から施行する。

○宮城県告示第七百八十一号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二十二条第一項の規定により、公有水面埋立てについて次のとおりしゅん功認可した。

平成二十八年九月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 しゅん功認可年月日

平成二十八年九月十六日

二 しゅん功認可を受けた者の名称

亙理町

六 六 五 五

三 埋立区域

1 位置

第二種荒浜漁港区域内

宮城県亘理郡亘理町荒浜字築港通り三及び六―五十二に隣接する公有水面

2 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点から④の地点までを結ぶ平成二十七年の春分の満潮位(DL+1・四メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

①の地点 基点(二A〇〇七)(北緯三八度〇二分二八・三七〇三秒 東経一四〇度五四分三九・二二〇五秒)から一一一度三分一一秒 一八八・七五メートルの地点

②の地点 ①の地点から 一六度三分三九秒 二八・三〇メートルの地点

③の地点 ②の地点から 一〇六度〇一分四九秒 九・七二メートルの地点

④の地点 ③の地点から 一九六度四八分一三秒 二八・三〇メートルの地点

3 面積

二七三・三五平方メートル(埋立区域)

四 免許の年月日及び番号

平成二十八年三月十一日

宮城県(水整) 指令第八十九号

五 公有水面埋立法第二十二条第三項の市又は町

亘理町

○宮城県告示第七百八十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十八年九月二十三日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年九月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 塩釜七ヶ浜多賀城線
- 三 道路の区域

変更の区間	変更の敷地の幅員(メートル)	敷地の延長(メートル)
-------	----------------	-------------

宮城県七ヶ浜町花測浜字上ノ山一一七番一
地先から
同郡同町花測浜字館下七五番九五地先まで

後	前
一一・五 一四・八	八・二 一四・九
三四〇・〇	三三〇・〇

○宮城県告示第七百八十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十八年九月二十三日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年九月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 三九八号
- 三 道路の区域

変更の区間	変更の前後(メートル)				敷地の延長(メートル)	備考
	前	後	前	後		
本吉郡南三陸町志津川字五日町三四番地先から 同郡同町志津川字御前下五九番一地先まで	A	A	B	B	一、四四六・九	上記A、B、C及びDは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	九・四〇	九・四一	三九・九	三九・〇	二、五六一・九	
同郡同町志津川字御前下五九番一地先まで	C	C	D	D	七六〇・〇	
	一八・二	一八・〇	四三・四	四三・五	一、四二七・〇	
同郡同町志津川字御前下五九番一地先まで	B	B	A	A	七六〇・〇	
	三九・九	三九・〇	四一・〇	四一・四	一、四四六・九	
同郡同町志津川字御前下五九番一地先まで	D	D	C	C	一、四二七・〇	
	四三・四	四三・五	一八・二	一八・〇	七六〇・〇	

○宮城県告示第七百八十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十八年九月二十三日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙
台土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年九月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の 種類	路線名	供用開始の 区間	供用開始年月日
県道	塩釜七ヶ浜 多賀城線	宮城県七ヶ浜町花測浜字上ノ山一七番一 地先から 同郡同町花測浜字館下七五番九五地先まで	平成二十八年 十月一日

○宮城県告示第七百八十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を
開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十八年九月二十三日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気
仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年九月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の 種類	路線名	供用開始の 区間	供用開始年月日
一般国道	三九八号	本吉郡南三陸町志津川字五日町三四番地先から 同郡同町志津川字御前下五九番一地先まで	平成二十八年 九月二十三日 午後一時

公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工
区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十八年九月二十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる
地域の名称
牡鹿郡女川町浦宿浜字三郎浜三十三番三、三十
四番一の一部（第一工区）
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
牡鹿郡女川町鷺神浜字内山六十二番地の十二
まるごと鈴木興業株式会社

教 育 委 員 会

自然の家条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成二十八年九月二十三日

宮城県教育委員会

○宮城県教育委員会規則第十四号

自然の家条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

自然の家条例の一部を改正する条例（平成二十八年宮城県条例第四十四号）附則第一項ただし書に
規定する規定の施行期日は、平成二十八年十月一日とする。

宮城県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年九月二十三日

宮城県教育委員会

○宮城県教育委員会規則第十五号

宮城県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

宮城県教育委員会行政組織規則（昭和四十一年宮城県教育委員会規則第四号）の一部を次のように
改正する。

第二十条第二項の表宮城県仙台教育事務所の項中「岩沼市」の下に「富谷市」を加える。

第二十六条の表中

宮城県鹿島台商業高等学校	大 崎 市
--------------	-------

を

宮城県鹿島台商業高等学校	大 崎 市
宮城県富谷高等学校	富 谷 市

に改め、同表中宮城県富谷高等学校の項

を削る。

第二十七条第二項の表宮城県立利府支援学校富谷校の項中「黒川郡富谷町」を「富谷市」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年十月十日から施行する。

自然の家管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年九月二十三日

宮 城 県 教 育 委 員 会

○宮城県教育委員会規則第十六号

自然の家管理規則の一部を改正する規則

自然の家管理規則（平成十七年宮城県教育委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。
様式第一号及び様式第二号中

冷 議 室																正
-------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

を

冷 議 室																正
コ ナ ー ジ																正

に

野 外 次 飯 施 設																正
-------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

を

野 外 次 飯 施 設																正
運 動 場																正

に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年十月一日から施行する。

○宮城県教育委員会告示第十六号

昭和三十九年宮城県教育委員会告示第十五号（教科用図書採択地区の設定）の一部を次のように改正し、平成二十八年十月十日から施行する。

平成二十八年九月二十三日

宮 城 県 教 育 委 員 会

表仙台採択地区の項中「岩沼市」の下に「・富谷市」を加え、「・富谷町」を削る。

人 事 委 員 会

人事委員会規則十二（公益的法人等への職員の派遣等に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年九月二十三日

宮 城 県 人 事 委 員 会

委 員 長 小 川 竹 男

○人事委員会規則十二—二十一

人事委員会規則十二（公益的法人等への職員の派遣等に関する規則）の一部を改正する規則

人事委員会は、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十三年宮城県条例第六十三号）に基づき、人事委員会規則十二（公益的法人等への職員の派遣等に関する規則）の一部を次のように改正する。

別表第一公益財団法人東北自治研修所（昭和三十九年三月十日に財団法人東北自治研修所という名称で設立された法人をいう。）の項中「黒川郡富谷町」を「富谷市」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年十月十日から施行する。

収 用 委 員 会

宮城県収用委員会運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年九月二十三日

宮 城 県 収 用 委 員 会

○宮城県収用委員会規則第一号

宮城県収用委員会運営規則の一部を改正する規則

宮城県収用委員会運営規則（昭和四十七年宮城県収用委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第十四条に次のただし書を加える。

ただし、第十二条の規定により委員会が行う公告については、文書の書式を横書きとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○呼称変更田務部令呼第12号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり裁決手続の開始を決定した。

平成28年 9月23日

宮 城 県 収 用 委 員 会

1 起業者の名称
宮城県

2 事業の種類
一般国道398号改築工事（石巻・バイパスⅡ期・宮城県石巻市井内字四番地内から同市井内字五番地内まで）

3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等
土地の所在 宮城県石巻市井内字四番

地 番	地 積 (㎡)		収用しようとする土地の面積 (㎡)	使用しようとする土地の面積 (㎡)
	公 簿	現 況		
56番 田	田	1,044	1,044.09	425.48
				10,772
				8,64

4 土地所有者の氏名及び住所

土地所有者不明

ただし、登記名義人（亡）木村 くに 法定相続人

仲西えつお 大阪府吹田市山手町 2丁目 8 番37号

上記成年後見人

藤村 航太郎 大阪府大阪市北区天神橋 2丁目 5 番25号若杉グラウンドビル本館509号室

阿部 みさほ 宮城県石巻市鮎川浜清崎山7番地 特別養護老人ホームおしか清心苑

小野寺 八重子 宮城県塩竈市玉川三丁目10番15号

木村 宏美 宮城県石巻市水明北 1丁目 9 番10号

木村 奈穂子 東京都杉並区宮前 2丁目30番25号 パレ・ホームズ高井戸II206

木村 勝男 神奈川県愛甲郡愛川町中津1800番地の10

木村 克弘 東京都文京区千駄木 3丁目12番 7-403号

木村 正憲 宮城県東松島市矢本字上河戸247番地11

木村 寛幸 宮城県石巻市井内字滝ノ口24番地 1

5 土地に関して所有権以外の権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

なし

6 裁決手続の開始を決定した年月日

平成28年 9月12日

○宮城県収用委員会告示第13号

国道45号松崎北沢事件について、土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第2項の規定により通知すべき次の書類は、当収用委員会事務局において保管してあるので、出頭の上その交付を受けてください。

平成28年 9月23日

宮 城 県 収 用 委 員 会

1 通知すべき書類

平成28年 8月26日付け宮収第22号 審理の開始についての通知書

2 通知を受けるべき者

伊藤 みゑ子 住所・常居所不明 ただし、本籍「宮城県仙台市青葉区八幡三丁目86番地」

○宮城県収用委員会告示第14号

国土交通大臣起業の一般国道45号改築工事（三陸縦貫自動車道・宮城県気仙沼市松崎高谷地内から同市唐桑町只越地内まで）及びこれに伴う市道付替工事に係る土地収用事件（国道45号松崎北沢事件）について、土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第1項の規定により、次のとおり審理を開始する。

平成28年 9月23日

宮 城 県 収 用 委 員 会

1 日 時 平成28年10月31日（月）午後2時から

2 場 所 仙台市青葉区本町三丁目 8 番 1号 宮城県行政庁舎 9 階 第一会議室

3 審理事項 本事件に関する起業者及び土地所有者に対する審問等

正 副

○宮城県公報第1778号（平成二十八年八月五日付け）中

ペーシ	録	行	後ろか
1	上	ト	ト
			○

宮城県告示第16160号

宮城県告示第16161号

宮城県告示第16162号

宮城県告示第16163号

二		一		三		二		一		二	
上	下	上	下	上	下	上	下	上	下	上	下
一	二	一	二	一	二	一	二	一	二	一	二
宮城県告示第六百六十三号	宮城県告示第六百六十四号	宮城県告示第六百六十五号	宮城県告示第六百六十六号	宮城県告示第六百六十七号	宮城県告示第六百六十八号	宮城県告示第六百六十九号	宮城県告示第六百七十号	宮城県告示第六百七十一号	宮城県告示第六百七十二号	宮城県告示第六百七十三号	宮城県告示第六百七十四号
宮城県告示第六百五十二号	宮城県告示第六百五十三号	宮城県告示第六百五十四号	宮城県告示第六百五十五号	宮城県告示第六百五十六号	宮城県告示第六百五十七号	宮城県告示第六百五十八号	宮城県告示第六百五十九号	宮城県告示第六百六十号	宮城県告示第六百六十一号	宮城県告示第六百六十二号	宮城県告示第六百六十三号
(平成二十八年八月九日付け) 中											
(平成二十八年八月十二日付け) 中											
正											
誤											